

# 市民委員会資料①

## 1 平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

(12) 議案第 7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(13) 議案第27号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について

資料1 新旧対照表【第1条関係】及び【第2条関係】

資料2 議案第27号参考資料

資料3 議案第31号参考資料／待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦【概要版】

資料4 議案第31号参考資料／待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦

市民・こども局こども本部

(平成26年2月13日)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>

## 議案第 27 号参考資料

## 1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	北部地域療育センター
(2) 所在地	川崎市麻生区片平 5-26-1
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	障害児等に対する通所支援
(5) 施設の事業内容	児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、特定相談支援事業ほか
(6) 現在の管理者	公営
(7) 現在の管理運営費	432,646千円（新施設を直営で実施した場合の本市負担想定額）

## 2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 同愛会
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢 1749番地
代 表 者 名	理事長 高山 和彦
設 立 年 月	昭和 53 年 3 月
資 産 総 額	80億4,116万2,513円
職 員 数	理事 8 人、監事 2 人、職員 749 人
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 概 要 (24年度)	川崎市中央療育センター指定管理者のほか、施設入所支援、生活介護、相談支援などを実施
決 算 (24年度)	事業活動収支（平成 24 年度） 収 入 8,523,700千円 支 出 7,940,127千円 当期活動収支差額 583,573千円

## 3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 4 選定結果

別紙のとおり

## 5 事業計画（主な提案内容）

- ・通園困難な児童（超重症児等）に対する訪問療育実施
- ・重症心身障害児や医療的ケアの高い児童を受入可能な支援体制の整備
- ・療育センター運営のメリットをいかし、人材活性化と専門性向上を図る 等

## 6 収支計画

（単位：千円）

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合計
	27年度	28年度	29年度	30年度	310年度	
収 入	390,657	393,857	397,857	401,857	405,857	1,990,085
指定管理料	285,000	285,000	285,000	285,000	285,000	1,425,000
給付費等	72,000	74,000	76,000	78,000	80,000	380,000
医療事業	28,800	30,000	32,000	34,000	36,000	160,800
その他の収入	4,857	4,857	4,857	4,857	4,857	24,285
支 出	389,794	393,603	397,385	401,009	404,328	1,986,119

別紙

北部地域療育センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：2団体（社会福祉法人同愛会・社会福祉法人県央福祉会）

2 民間活用推進委員会委員

- 【学識経験者】 渡部 匡隆 （横浜国立大学人間科学部教授）
- 【学識経験者】 鈴木 文治 （田園調布学園大学人間福祉学部教授）
- 【学識経験者】 石渡 和実 （東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授）
- 【施設関係者】 阿佐野智昭 （川崎市発達相談支援センター副所長）
- 【公認会計士】 新井 努 （新井公認会計士事務所所長）

3 選定理由

社会福祉法人同愛会は、川崎市中央療育センターを運営していることを踏まえ、提案内容が実態に即して現実的かつ的確になされており、また、法人の経営状況についても良好であることから、総合的に判断し選定を行った。

4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者	社会福祉法人 県央福祉会
①サービス提供内容に対する評価	450点	351点	296点
②経費に対する評価	150点	96点	93点
③安定性・継続性に対する評価	200点	146点	127点
④応募団体に対する評価	175点	145点	125点
⑤応募団体の取組みに対する評価	25点	18点	17点
合計	1000点	756点	658点

5 法人からの提案額

年額285,000千円

# 待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦【概要版】

## 1 子育てを取り巻く状況と待機児童ゼロの実現に向けた課題

### (1) 子育てを取り巻く状況

本市では近年、人口増に伴い就学前児童数が増加しており、また、育児休業制度の定着などを背景に女性の労働力率の上昇や子どものいる核家族世帯の増加傾向も見られている。こうした環境の変化の中で、認可保育所の利用希望が年々増えており、本市でも保育受入枠の大幅な拡充などの取組を進めているが、未だ待機児童の解消には至っていない。

また、認可保育所や認可外保育施設、幼稚園等の施設ごとに利用者負担や公費負担に差が生じている状況があり、今後、見直しを含めて検討していく必要がある。



### (2) 待機児童ゼロの実現に向けた課題

- ①多様な手法を用いた保育受入枠の確保
- ②保育サービスの質の向上への取組の推進
- ③多様な保育ニーズを踏まえたきめ細かな対応の充実
- ④「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応

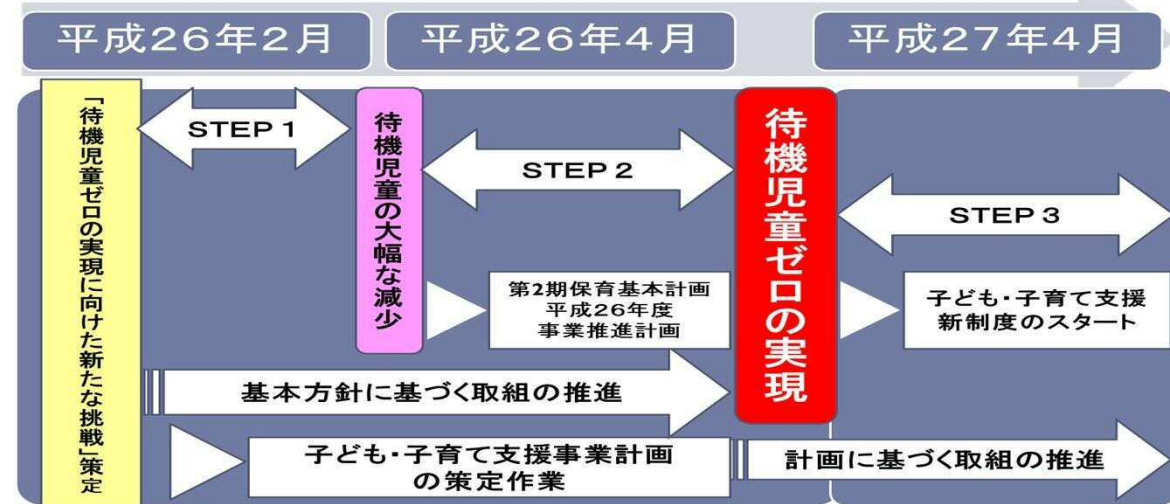
## 2 待機児童ゼロの実現に向けた基本的な考え方

平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向け

「3つのSTEP」と「4つの方向性」を示しスピード感を持って取組を推進

### (1) 待機児童ゼロに向けた3つのSTEP

- <STEP1> 平成26年4月に向け待機児童の大幅な減少に向け取組を加速
- <STEP2> 平成27年4月に向け待機児童ゼロの実現に向けた取組の推進
- <STEP3> 平成27年4月以降、子ども・子育て支援新制度における取組の推進



## (2) 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性(主な施策や取組)

### ① 保育受入枠の確保

- ▼ 認可保育所の整備
  - ◎受入枠の増 (H25年度整備) 1,330人増
  - ◎受入枠の増 (H26年度整備) 1,540人増

### ▼ 認可外保育施策の充実

- ◎川崎認定保育園の受入枠の増  
助成対象児童数 2,500人⇒3,400人
- ◎川崎認定保育園の保育料補助の拡充  
月5,000円⇒月5,000円・10,000円・20,000円  
(年齢と所得に応じた補助制度)
- ◎家庭保育福祉員の受入児童の増
- ◎認可外保育施設等の認可化の促進

### ▼ 幼児教育の振興事業

- ◎長時間預かり保育事業 施設数8か所・345人分
- ◎幼稚園の「認定こども園」への移行促進

### ② 保育の質の担保・向上

#### ▼ 公立保育所の運営

- ◎「新たな公立保育所」による支援

#### ▼ 保育所職員の育成

- ◎「保育の仕事・就職相談会(仮称)」の開催
- ◎認可外保育施設保育従事者保育士資格取得支援
- ◎保育人材確保対策として、「保育士・保育所支援センター」の活用

#### ▼ 認可外保育施設の指導監督充実と認可化支援

- ◎民間保育施設指導員の体制強化
- ◎認可外保育施設の認可化への移行促進

#### ▼ サービスの質の評価・公表に向けた仕組みづくり

### ③ 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実

#### ▼ 利用者への相談・サポート機能の強化

- ◎区における相談・サポート体制の強化
- ・各区「待機児童ゼロ対策担当」の配置  
(正規職員9名、非常勤職員9名)
- ・保育所入所相談の時間延長の実施

#### ▼ 利用者支援事業の実施に向けた検討

- 各区児童家庭課の体制強化(正規職員1名増)

### ④ 多様なニーズに応える取組の推進

#### ▼ 地域の課題の解決に向けた取組の推進

- ・保育所整備における地域ニーズの把握・分析の仕組みづくり
- ・地域資源を活かした区提案型の一時預かり事業実施に向けた取組
- ・効果的な地域の保育資源の情報収集と提供の仕組みづくり
- ・「地域の子ども・子育て支援」に係る支援の仕組みづくり

### ◎ 財源の安定的な確保

- ・公立保育所の民営化の推進
- ・受益と適正な負担のあり方を検討

### ◎ 推進体制の整備

- ・待機児童ゼロ対策推進本部会議の設置
- ・区役所に「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」の設置

## 3 子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進

平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」について、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に適切な対応を図りながら、地域の実情にあわせた“かわさき”らしい「子ども・子育て支援新制度」の構築に向けた取組を推進する。そして、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進しながら、すべての子どもが健やかに成長するため、「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現に取り組む。

# 待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦

平成26年2月

川崎市

## 「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現をめざして



私たちの川崎は、第2次ベビーブーム以降、我が国全体の子ども数が減少傾向にある中、子育て世代が多く暮らしており、出生数は、平成19年以降、1万4千人台という高い水準を保っており、就学前の子どもの数が増えています。

一方で、我が国では、経済状況や地域社会の変化とともに、若い世代の結婚や出産・子育てに関する意識が変化しており、核家族化の進行も相まって、それぞれの家庭のライフスタイルは多様化し、子育てに不安感や負担感を持つ家庭が増えています。さらに、2000年代に入ってから以降、景気の動向や育児休業制度の着実な定着などを背景に、結婚後も働き続ける女性は増え続けており、仕事と家庭を両立する共働き家庭も増えてきています。こうした、子育てを取り巻く環境の変化から、特に、若い世代が多く住む都市部においては、保育所の利用を希望するニーズが高く、待機児童などの深刻な社会問題が生じています。

私たちの川崎においても、核家族で共働きをする家庭が増え、就学前の子どもも増えていることから、保育所の利用を希望する家庭は、年々増加しており、保育所の整備を推進しているものの、未だ待機児童が県内最多である状況となっています。

私は「子どもを安心して産み育てやすいまち」を築きたいという理念を掲げ、このたび市民の皆様から負託をいただきました。

そのために、最優先で取り組む課題が「待機児童のゼロ」対策であり、平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向け、スピード感を持って取り組んでいくため、この方針を策定しました。

本市では、すべての子どもが健やかに成長していくために、「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

川崎市長 福田 紀彦



## 【 目 次 】

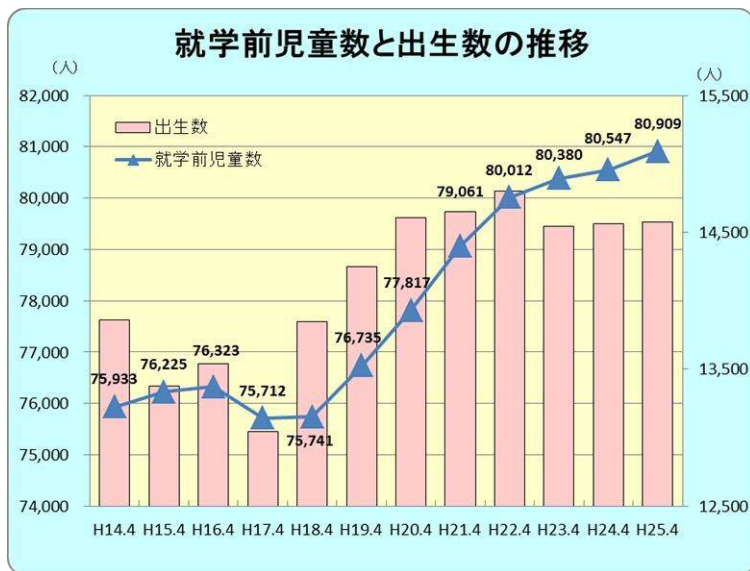
「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現をめざして

1	子育てを取り巻く状況と待機児童ゼロの実現に向けた課題	1
(1)	子育てを取り巻く状況	1
(2)	待機児童ゼロの実現に向けた課題	7
①	多様な手法を用いた保育受入枠の確保	7
②	保育サービスの質の向上への取組の推進	7
③	多様な保育ニーズを踏まえたきめ細やかな対応の充実	8
④	「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応	8
2	待機児童ゼロの実現に向けた基本的な考え方	9
(1)	待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP	9
(2)	待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性	11
①	保育受入枠の確保	11
②	保育の質の担保・向上	13
③	利用者への支援ときめ細やかな対応の充実	15
④	多様なニーズに応える取組の推進	16
(3)	待機児童ゼロの実現に向けて	17
①	待機児童ゼロの実現に向けて	17
②	待機児童ゼロの実現に向けた推進体制	17
3	子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進	18

# 1 子育てを取り巻く状況と待機児童ゼロの実現に向けた課題

## (1) 子育てを取り巻く状況

### 【本市の社会状況 ～子育て世代の多いまち・かわさき】



我が国の人口が減少する中、本市では、人口の増加傾向が続いています。本市の人口の構成の特徴として、20歳から40歳代の若い世代の割合が高く、出生数は、平成19年度以降、1万4千人を超える高い水準を保っており、就学前児童数も平成22年以降、8万人を超えてさらに増加傾向にあります。

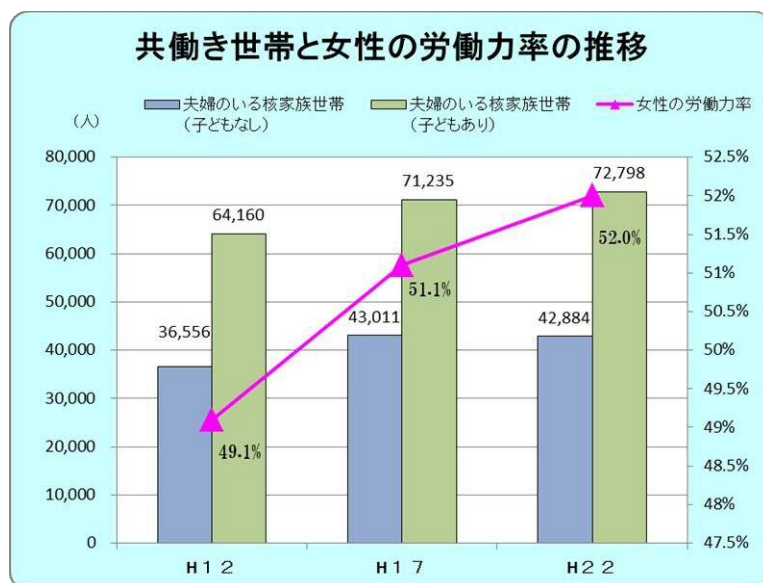
こうした、出生数の高さに加え、本市の人口動態の特徴として、

転入と転出の差による社会増が続いており、特に子育て世代となる20歳から40歳代においては、転入や転出が多くなっている状況にあります。

### 【就労の状況 ～女性の労働力率の上昇と核家族の共働き世帯の増加】

本市では、女性が希望するライフコース（生き方や暮らし方）の変化や育児休業制度の着実な定着などを背景に、女性の労働力率は、平成12年から22年までの10年間で約3ポイント上昇しており、今後も上昇が見込まれます。

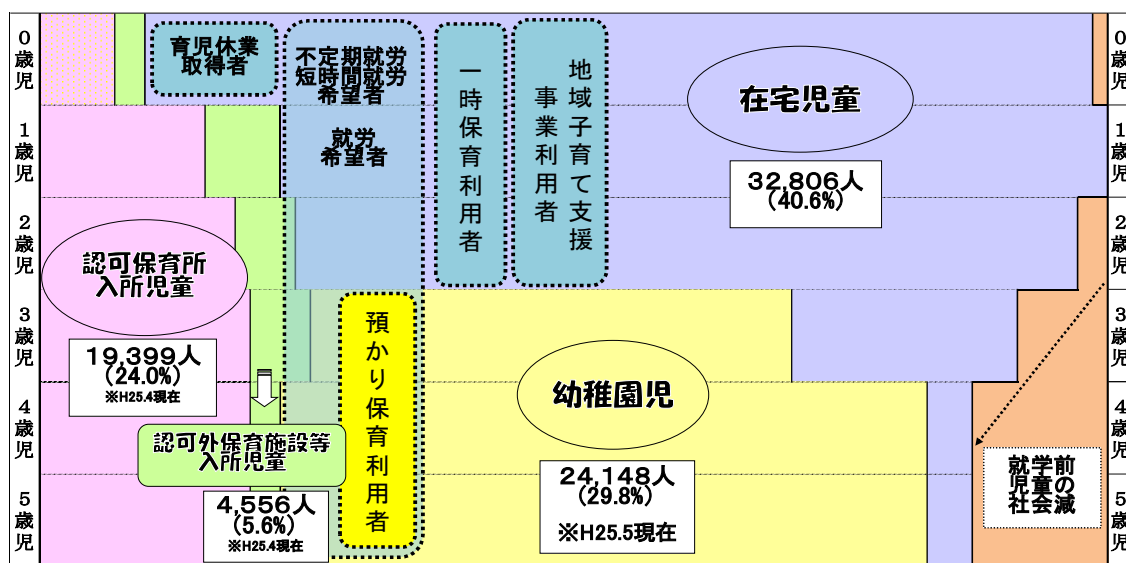
また、こうした状況や景気の動向、雇用形態の多様化などもあり、核家族における共働き世帯は増えており、特に、子どものいる核家族世帯は増えています。



## 【就学前児童の養育状況 ～子育て支援サービスの利用ニーズ～】

本市の就学前児童の養育状況としては、就学前児童全体の約4割が、在宅で子育てされており、認可・認可外の保育所を利用している児童が約3割、幼稚園に在籍している児童が約3割となっています。また、就学前児童を3歳児未満と3歳児以上で見ると、3歳児未満では、在宅で子育てされている児童が約7割、保育所を利用する児童が約3割となっており、3歳児以上では、認可・認可外の保育所を利用する児童が約3割、幼稚園を利用する児童が約6割となっています。

### ＜本市の就学前児童の養育状況＞ 就学前児童（H25.4） 80,909人



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
<b>就学前児童数(A)</b>	<b>13,886</b>	<b>13,887</b>	<b>13,793</b>	<b>13,224</b>	<b>13,157</b>	<b>12,962</b>	<b>80,909</b>
<b>認可保育所 入所児童数(B)</b>	1,404	3,288	3,712	3,815	3,705	3,475	19,399
(構成比)	7.24%	16.95%	19.13%	19.67%	19.10%	17.91%	100%
(就学前児童割合)	10.11%	23.68%	26.91%	28.85%	28.16%	26.81%	23.98%
<b>認可外保育施設等 入所児童数(C)</b>	510	1,175	1,119	718	1,034		4,556
(構成比)	11.19%	25.79%	24.56%	15.76%	22.7%		100%
(就学前児童割合)	3.67%	8.46%	8.11%	5.43%	3.96%		5.63%
<b>幼稚園児数(D)</b>	-	-	-	7,157	8,401	8,590	24,148
(構成比)	-	-	-	29.64%	34.79%	35.57%	100%
(就学前児童割合)	-	-	-	54.10%	63.85%	66.27%	29.85%
<b>在宅児童数 (A-B-C-D)</b>	<b>11,972</b>	<b>9,424</b>	<b>8,962</b>	1,534	914		32,806
(構成比)	36.49%	28.73%	27.32%	4.68%	2.78%		100%
(就学前児童割合)	86.22%	67.86%	64.97%	11.60%	3.5%		40.55%

注1) 認可保育所入所児童数は、平成25年4月1日現在の市内在住の入所者数(こども本部調べ)

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成25年4月1日現在の利用者数(こども本部調べ)

注3) 幼稚園児数は、平成25年5月1日現在の市内在住の入園者数(平成26年1月時点のこども本部調べ)

注4) 在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

## <子ども・子育て支援施設の状況>

就学前の子どものいる家庭では、保護者が就労等をしている家庭においては、低年齢児（0歳から2歳）から、認可保育所・認可外保育施設を利用しており、在宅等で子育てをする家庭においては、3歳児以上から、幼稚園を利用している状況にあります。

H25	認可保育所		川崎市 認定保育園		おなかま保育室		かわさき保育室		川崎認定保育園		地域保育園		家庭保育福祉員 (保育ママ)		幼稚園	
	施設数	入所 児童数	施設数	入所 児童数	施設数	入所 児童数	人数	受入 児童数	施設数	入所 児童数	施設数	入所 児童数	人数	受入 児童数	施設数	在園 児童数
川崎区	31	2,714	6	55	2	45	2	20	4	159	7	191	4	12	19	3128
幸区	24	2,348	5	186	-	-	2	73	2	30	10	135	2	9	11	2621
中原区	52	3,642	14	622	5	114	3	46	3	34	11	328	7	18	14	3807
高津区	37	3,229	12	365	3	80	2	38	5	76	8	210	3	9	10	3840
宮前区	26	2,739	6	201	2	46	2	55	4	82	10	139	5	18	11	4457
多摩区	34	2,901	6	233	2	38	1	25	3	56	3	50	5	19	13	2929
麻生区	17	1,826	4	378	-	-	1	58	4	52	4	229	6	22	8	3366
計	221	19,399	53	2,040	14	323	13	315	25	489	53	1,282	32	107	86	24,148

注1) 認可保育所入所児童数は、平成25年4月1日現在の市内在住の入所者数(こども本部調べ)

注2) 認可外保育施設等入所児童数は、平成25年4月1日現在の利用者数(こども本部調べ)

注3) 幼稚園児数は、平成25年5月1日現在の市内在住の入園者数(平成26年1月時点のこども本部調べ)

注4) 平成25年1月策定の川崎市認可外保育事業再構築基本方針に基づき、平成25年4月から川崎認定保育園への移行等を計画的に実施しています。

## 【認可保育所の利用状況① ～保育ニーズの高まりと保育受入枠の拡大】



本市では、人口の増加に伴い、就学前児童数が増加しているとともに、核家族で、共働きをする子育て家庭も増加しています。

さらに、景気の動向や育児休業制度の着実な定着、雇用形態の多様化など子育てを取り巻く環境の変化から、認可保育所の利用を希望する家庭は、年々増加傾向にあります。

こうした、保育需要に適切に対応するため、これまでも大幅な保

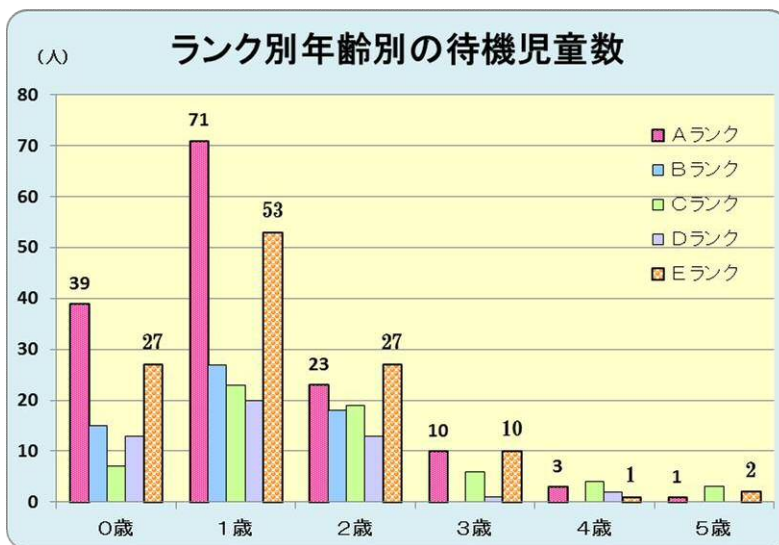
育受入枠を拡大してきており、待機児童は減少傾向にあるものの、未だ県内で最多の状況となっています。

## 【認可保育所の利用状況② ～低年齢児の待機児童への対応～】

平成25年4月の待機児童数は、438人となっており、年齢別で見ると、0歳から2歳までの低年齢児を持つ家庭が多くなっています。

また、入所選考基準に基づく保護者の就労の要件等であるランク別に見た場合、「月20日以上、1日7時間以上就労している」Aランクと「求職のため昼間外出することを常態としている」Eランクの待機児童が多くなっている状況にあります。

さらに、年齢とランクで見た場合に、0歳児や1歳児については、育児休業明けのAランクの待機児童が多く、次いで、0歳から2歳までの求職中のEランクが多い状況にあります。



## 【認可保育所の入所状況① ～年齢ごとの保育ニーズへの対応～】

認可保育所の利用を希望する児童の年齢は、景気の動向、雇用形態が多様化、育児休業制度の着実な定着等に伴い、1・2歳児の利用申請者については、4千人を超えており、定員数を超えて入所決定しているにもかかわらず、利用申請者数が入所児童数を上回る状況にあります。

また、0歳児からの保育所利用申請者は、2千人を超えて増加しており、定員数を超えて入所決定しているにもかかわらず、利用申請者数が入所児童数を上回る状況にあります。





## 【認可保育所の入所状況② ～地域ごとの保育ニーズへの対応～】

本市は南東から、北西にわたる細長い地形で、それぞれの地域が特色を持った7つの行政区にわかれており、それぞれの地域の人口の動態やライフスタイルなどによって、市民のニーズは大きく違ってきます。

また、就学前児童数は、幸区、麻生区で9千人台、他の区では1万人を超えており、とりわけ中原区、高津区、宮前区においては1万3千人を超えています。

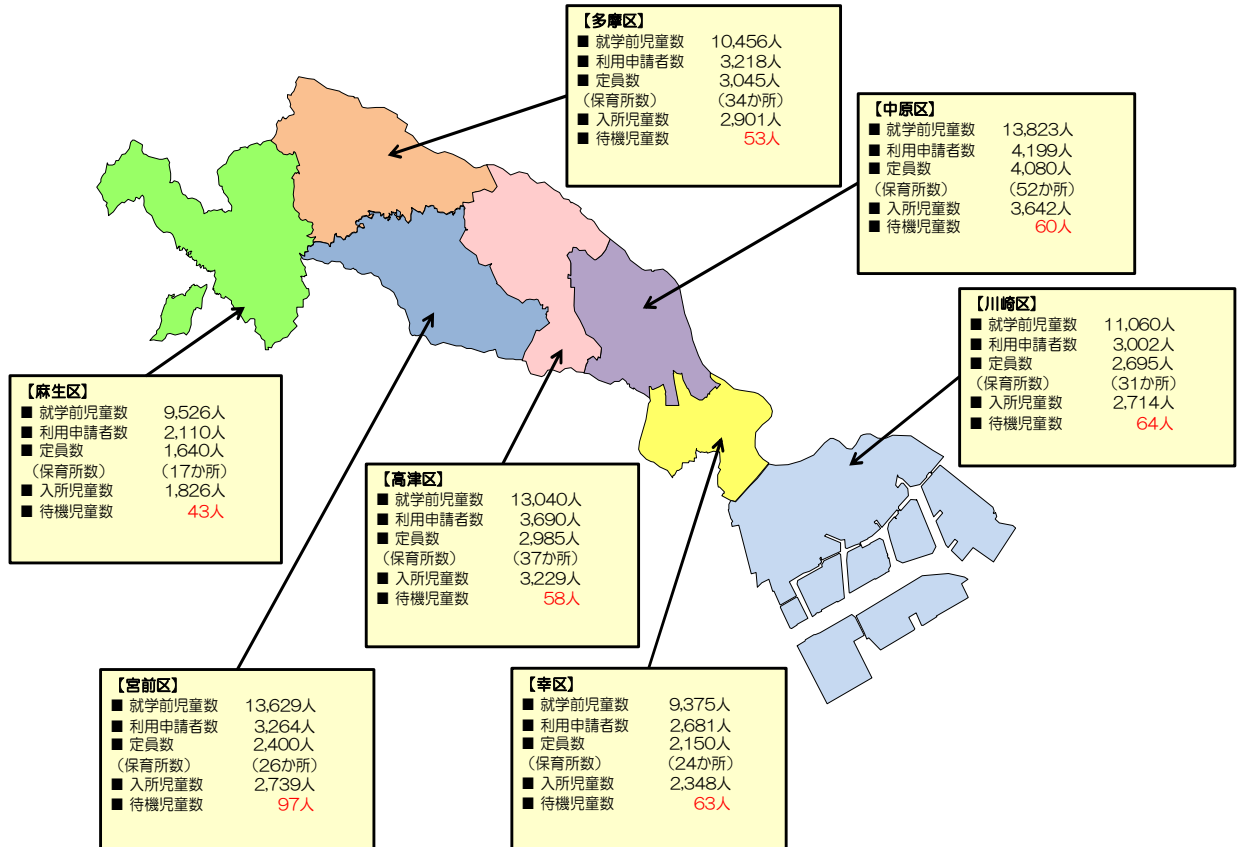
利用申請者数についても、中原区が4千人台、川崎区、高津区、宮前区、多摩区は、3千人台、幸区、麻生区は2千人台となっています。

保育ニーズについては、地域ごとに、マンション建設等に伴う就学前児童数の局所的な増加や雇用形態の多様化、通勤時間などの就労状況から、保育所・幼稚園の利用を希望する子育て家庭のニーズは、それぞれの家庭によって状況が異なっています。

こうした、保育ニーズが多様化する中、全区で、利用申請者が、保育所の定員数を超えて入所しているにもかかわらず、利用申請者数が入所児童数を上回り、待機児童が生じている状況にあります。

### <区別の認可保育所の入所状況>

平成 25 年 4 月現在



## 【保育サービスの利用と負担の状況 ～受益と適正な負担のあり方～】

認可保育所における児童一人当たりの運営費は約12万2千円となっているのに対して、認定保育園では約8万円～12万4千円、家庭保育福祉員（保育ママ）では約15万2千円となっており、幼稚園においては、約3万7千円～5万9千円となっています。

これに対して、児童一人当たりの公費負担額（川崎市の一般財源）は、認可保育所で約8万4千円、認定保育園では約4万4千円、家庭保育福祉員では約10万3千円、幼稚園では約7千円となっています。

また、保護者の保育料は、認可保育所で約2万8千円、認定保育園では3万6千円～約8万円、家庭保育福祉員では約1万4千円、幼稚園では約1万3千円～3万5千円となっています。

それぞれの施設においては、施設・職員の配置基準や教育・保育サービスの内容などの違いや国費・県費による負担の違いから、単純な比較はできませんが、利用する施設ごとに、利用者の負担や公費負担に差が生じている状況があり、今後、見直しを含めて検討していく必要があります。

### <保育所等における児童一人あたりの月額運営費と利用者負担の状況>

（平成24年度決算ベース）

	対象年齢	運営費			
		保 護 者 料	国 庫 特 定 財 源	川 崎 市 一 般 財 源	
認可保育所	0～5歳	122,464円	27,769円	10,991円	83,704円
		143,716円	26,229円	※1	117,487円
		111,324円	28,576円	16,753円	65,995円
認定保育園	0～5歳	80,485円 ～124,285円	36,000円 ～79,800円	—	44,485円
家庭保育福祉員 （保育ママ）	0～2歳	152,318円	14,351円	34,505円	103,462円
地域保育園	0～5歳	39,000円 ～100,500円	39,000円 ～100,500円	—	0円
幼稚園	3歳～	36,975円 ～58,975円	13,131円 ～35,131円	9,565円	7,410円

※1については、地方交付税交付金の対象として、一般財源化されており算出ができません。

## (2) 待機児童ゼロの実現に向けた課題

### ① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

本市では、これまでも「第2期保育基本計画」に基づき、認可保育所の整備等を積極的に進め、平成23年度から25年度までの3か年で4,420人の大幅な保育受入枠の拡充を図ってきましたが、現状のペースで認可保育所を作っていくことには、土地の確保や財政面での課題があります。

一方で、低年齢児の受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応として、平成25年1月に策定した「認可外保育事業再構築基本方針」に基づき特色ある保育サービスを提供する認可外保育施設について、保育の質の向上を図りながら「川崎認定保育園」への再編を進めています。

また、認可保育所に比べて、保育料が比較的高いことから、保護者負担の軽減に向け、平成25年10月から、「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける児童の保護者に月額5,000円の保育料補助をスタートしました。

今後については、多様な保育ニーズに、より効率的・効果的な対応を図るため、認可保育所の整備を進めるとともに、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの本市の認可外保育施策等の充実を図りながら、保育受入枠の確保を図っていく必要があります。

### ② 保育サービスの質の向上への取組の推進

本市では、これまでも公立と民間の認可保育所をはじめ、多様な保育サービスを提供する認可外保育施設等においても、それぞれの地域の実情に応じて特色を活かした運営をしています。

認可保育所の整備にあたっては、運営法人の保育方針や保育内容・職員の人材育成、財務の健全性などを評価し、安定した質の高い保育を継続的に実施できる民間事業者を選定するとともに、運営後も公立保育所における保育の実践経験を活かした丁寧な助言・指導や指導監査などを通じ、保育の質の維持・向上に努めてきました。

また、認可外保育施設等には、利用者が適切な選択を行なえるよう、適正な保育環境の確保や児童の安全確保等を視点として、立入調査や民間保育施設指導員による相談指導を実施してきました。

今後については、平成26年度から全区で実施する「新たな公立保育所」における、認可外保育施設を含む民間保育所等への支援や保育士の人材育成を充実するなど、利用者（親と子）の視点に立って、“かわさき”の保育の質の向上への取組を推進していく必要があります。



### ③ 多様な保育ニーズを踏まえたきめ細かな対応の充実

本市では、「かわさきし子育て応援ナビ」（ホームページ）や「子育てガイドブック」、「保育所入所案内」などを通じて、子育てに関する情報の提供を行うとともに、平成25年度からは、区役所・支所に「子育てサポーター」を配置して、子育てに関する相談・支援や保育所入所に関する相談などを実施しています。

平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」においても、多様な教育・保育事業が用意され、それらが待機児童解消等のために、子育て家庭の多様なニーズに応じて、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるよう、身近な場所において、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行うコーディネートすることが必要であることから、各市町村での利用者支援事業の実施が予定されています。

今後については、こうした国の動きに先駆けて、市民生活に身近な区役所において、待機児童の解消に向けて、地域の子ども・子育て支援ニーズを的確に把握・分析するとともに、利用者に寄り添った相談、必要な情報提供や丁寧な対応を実施できる体制づくりが必要となります。

### ④ 「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応

平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の急速な少子化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状から、子育てに孤立感・負担感を持つ家庭の増加や子ども・子育て支援の質・量の不足等に伴う深刻な待機児童問題など、子育てをめぐる社会状況の変化に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進していくこととしています。

また、子ども・子育て支援の意義として、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることできるような支援をしていくことを基本的な認識としています。

このようなことから、本市においても“かわさきらしい”「子ども・子育て支援新制度」の構築に向けた取組を進める必要があります。

## 2 待機児童ゼロの実現に向けた基本的な考え方

平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けて、本方針においては、「3つのSTEP」と「4つの方向性」を示し、スピード感を持って取組を進めます。また、具体的な事業の推進については、「第2期保育基本計画（平成26年度 事業推進計画）」を平成26年3月に、「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定し、総合的に取組を推進します。

### (1) 待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP

#### 《平成26年4月に向けた“STEP1”》

##### 【待機児童の大幅な減少に向けた取組の「加速化」】

「STEP1」においては、平成26年4月に“待機児童を限りなくゼロ”に近づけるため、これまで計画していた認可保育所の整備を着実に推進するとともに、地域保育園等のうち、施設や保育従事者の配置基準、運営条件などについて、本市が定めた認定基準に基づき良好な運営を行う「川崎認定保育園」への移行を進めることで保育受入枠を確保していきます。また、保護者が必要なサービスを選択できるしくみづくりとして、平成25年10月から実施している「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける児童の保護者に対する月額5,000円の保育料補助を充実し、保護者の負担軽減を図ります。

さらに、入所不承諾となった家庭には、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施する区役所の体制の充実を図りながら、平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けた取組を「加速化」していきます。

#### 《平成27年4月に向けた“STEP2”》

##### 【待機児童ゼロの実現に向けた取組】

「STEP2」においては、平成27年4月に“待機児童ゼロ”を実現するため、平成26年度内に予定している認可保育所の整備や認可外保育事業、幼稚園の長時間預かり保育等の積極的な活用により保育受入枠を確保するとともに、平成26年4月から全区で実施する「新たな公立保育所」における民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策の充実など保育の質の担保・向上を図ります。

また、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの認可化や幼稚園などの認定こども園への移行も推進します。

さらに、区役所においては、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業の中で、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローをすることで、待機児童ゼロを実現していきます。

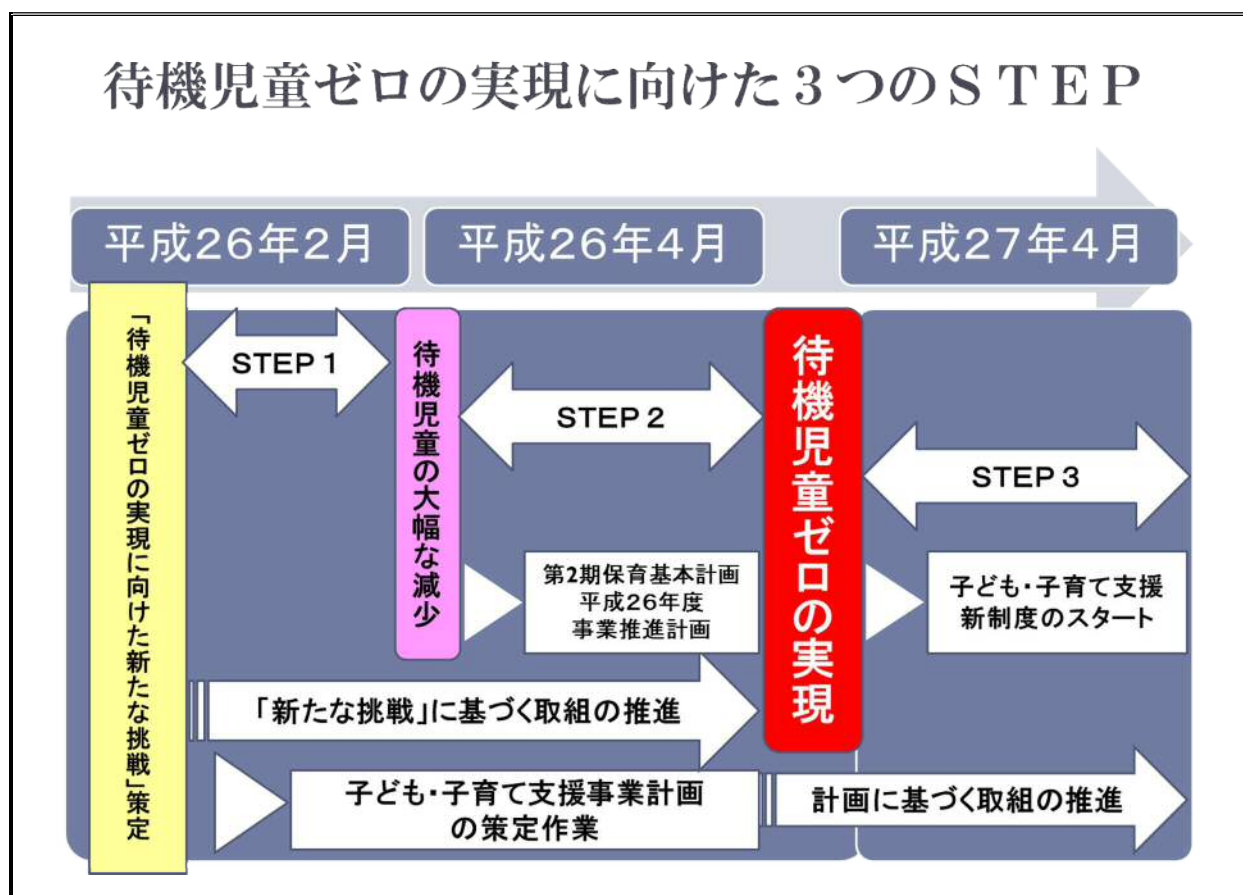
## 《平成27年4月以降の“STEP 3”》

### 【子ども・子育て支援新制度における取組の推進】

「STEP 3」においては、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」では、認可を受けた教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業が、給付対象となることを確認し、「子ども・子育て支援給付」を行うとともに、保護者には、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で「支給認定」を行い、確認をした教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業者について、「利用調整」を行うこととされています。

新たな制度設計にあたっては、ニーズ調査の結果を基に、事業量の見込み及びその提供体制の確保を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定するとともに、平成27年4月の制度スタートに合わせて、施設・事業の認可・運営基準や利用に係る認定・利用者負担額基準の条例化や「利用者支援」を含めた地域子ども・子育て支援事業の実施に向けた検討を行っていきます。

こうした、「子ども・子育て支援新制度」における事業を推進していくことによって、待機児童解消後の取組を進めます。



## (2) 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性

### ① 保育受入枠の確保

多様な保育ニーズに対して、より効率的・効果的な対応を図るため、必要な認可保育所の整備を計画的に推進するとともに、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの本市の認可外保育施策や幼稚園の積極的な活用を図りながら、保育受入枠の確保を図っていきます。

#### 主な施策や取組

##### 認可保育所の整備

民間活力による多様な整備手法と既存保育所における受入促進を図りながら、効果的な認可保育所の整備を行います。

《STEP 1》～ H25 年度予算 3,930,171 千円 ～

認可保育所の受入枠の増（H25 年度整備） 1,330 人の増

（平成 26 年 4 月に向けて 20,325 人の定員を確保）

《STEP 2》～ H26 年度予算 3,405,266 千円 ～

認可保育所の受入枠の増（H26 年度整備） 1,540 人の増

（平成 27 年 4 月に向けて 21,865 人の定員を確保）

##### 認可外保育施策の充実

本市の認可外保育施策である「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」を活用し、保育の受入枠を確保します。

《STEP 1》

川崎認定保育園の受入枠の増 ～ H26 年度予算 2,102,888 千円 ～

助成対象児童数 2,500 人  3,400 人

## 主な施策や取組

### 川崎認定保育園の保育料補助の拡充

保育料補助  
(平成 25 年度)

月5,000円

→

(平成 26 年度)	
3歳未満	月20,000円 (所得税が限度額以上の場合は月10,000円)
3歳以上	月5,000円

(年齢と所得に応じた補助制度)

～ H26 年度予算 592,800 千円 ～

### 家庭保育福祉員の受入児童の増

～ H26 年度予算 243,549 千円 ～

受入児童 132人 → 137人

#### 《STEP 2》

### 認可外保育施設等の認可化の促進

～ H26 年度予算 525,000 千円 ～

認定の認可化 400 人、小規模保育 338 人、事業所内保育施設の地域認可化 30 人

※その他の「認可外保育施策の充実」関連事業費を含めた合計 4,124,471 千円

## 幼児教育の振興

幼稚園の培ってきた実績を生かし、多様化するニーズに対応します。

#### 《STEP 2》

### 長時間預かり保育事業の推進

～ H26 年度予算 40,092 千円 ～

施設数 8か所・345人分

### 幼稚園の「認定こども園」への移行促進

～ H26 年度予算 87,904 千円 ～

施設数 1か所・30人分の保育受入枠の増

## ② 保育の質の担保・向上

平成26年度から全区で実施する「新たな公立保育所」における、認可外保育施設を含む民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策等を充実するなど、利用者（親と子）の視点に立った、“かわさき”の保育の質の向上への取組を推進していきます。

### 主な施策や取組

#### 公立保育所の運営

平成26年4月から、全区で「新たな公立保育所」による認可外保育施設を含めた民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成を進めます。

#### 《STEP 2》

##### 「新たな公立保育所」による支援

民間保育所等への支援と公・民保育所人材の育成の実施（全区）

各区役所こども支援室の人材育成担当職員の増員（保育士1名）

#### 保育所職員の育成

保育の仕事・就職相談会の開催や保育従事者の資格取得の支援、さらには、保育士養成校との連携や潜在保育士を含めた保育人材の確保に向けた「保育士・保育所支援センター」の活用など、保育人材の確保対策を進めます。

#### 《STEP 2》

##### 「保育の仕事・就職相談会（仮称）」の開催

民間保育所保育士確保対策事業 ～H26年度予算 2,567千円～

##### 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援

認可外保育施設保育士資格取得補助金 ～H26年度予算 3,000千円～

##### 「保育士・保育所支援センター」を活用した保育人材確保対策

保育士・保育所支援センター事業 ～H26年度予算 1,501千円～

## 主な施策や取組

### 認可外保育施設の指導監督の充実と認可化への支援

適正な保育環境の確保や児童の安全確保等を視点として認可外保育施設への立入調査や民間保育施設指導員による相談・指導など指導監督体制の充実を図るとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」における認可化へ向けた相談・移行支援を進めます。

#### 《STEP 2》

民間保育施設指導員の体制強化～ H26 年度予算 25,537 千円 ～

人数 6人  9人 (3人の増)

認可外保育施設の認可化への移行促進

こども本部保育課の体制強化 (正規職員の1名の増)

### サービスの質の評価・公表に向けた仕組みづくり

平成25年1月に策定した「認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、「川崎認定保育園」に認定した施設の保育サービスの質を高める自己評価と利用者の選択にも供する情報開示並びに苦情解決の仕組みの充実に向けた取組を支援し、保育サービスの質の向上につなげます。

また、福祉サービスの第三者評価の導入については、施設規模の違いや有資格者の割合など、認可保育所とは運営状況が異なる状況であることから、「川崎認定保育園」に適した実施内容とすることが必要です。平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」における確認制度において、認可保育所で自己評価が求められ、第三者評価については受審に努めることと検討されている状況です。

国の検討状況の推移をみながら、「川崎認定保育園」の評価制度について仕組みづくりを進めます。

#### 《STEP 2》

「サービスの質の評価・公表に向けた仕組みづくり」



### ③ 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実

待機児童ゼロの実現にあたっては、市民生活に身近な区役所において、地域の子ども・子育て支援ニーズを的確に把握・分析するとともに、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業を見据えながら、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施します。

## 主な施策や取組

### 利用者への相談・サポート機能の強化

平成26年1月から全区に「待機児童ゼロ対策担当」を配置し、保育資源の情報収集や申請状況の把握・分析を行なうとともに、申請の窓口である区役所児童家庭サービス係と連携しながら、認可保育所の入所不承諾を受けた保護者等に対して、きめ細やかなアフターフォローを実施します。

#### 《STEP 1》

#### 区役所における利用者への相談・サポート体制の強化

各区役所児童家庭課・支所への「待機児童ゼロ対策担当」の配置  
(正規職員9名、非常勤職員9名の配置)

各区役所・支所における時間外保育所入所相談(※)の実施

#### (※) 時間外保育所入所相談の実施概要

- ◎実施期間：平成26年2月10日(月)～3月1日(土)
- ◎相談時間：月～金曜日 17時～19時半、土曜日 9時～12時
- ◎対象者：平成26年度入所申込において不承諾となった方
- ◎内容：保育所入所や認可外保育施設の相談・案内

### 利用者支援事業の実施に向けた検討

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートにあたり、平成26年度に「支給認定」や施設・事業の「利用調整」が始まることから、保育所等の利用を希望する保護者に対しても、多様な子育て家庭の個々のニーズに応じた、利用者支援事業の実施に向けた検討を進めます。

#### 《STEP 2》

#### 区役所における「利用者支援事業」の実施に向けた検討

各区役所児童家庭課の体制強化(正規職員の1名の増)

「子ども・子育て支援新制度」への対応に向けた業務の効率化



#### ④ 多様なニーズに応える取組の推進

市民生活に密着した課題である待機児童問題の解決に向けては、地域の実情に応じた保育受入枠の確保を図るとともに、市民生活に身近な相談窓口となる区役所において、申請から入所不承諾後のアフターフォローまで、きめ細やかな対応を図っていくことが重要であり、「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」等における現場からの意見を反映しながら取組を進めます。

### 主な施策や取組

#### 地域の課題の解決に向けた取組の推進

地域の実情を把握し、市民の身近な相談窓口である区役所において、「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」を設置し、生活に密着した待機児童問題の解消に向けた取組を検討していきます。

#### 《STEP 2》

保育所整備における地域ニーズの把握・分析のしくみづくり

地域資源を活かした区提案型の一時預かり事業の実施に向けた取組

効果的な地域の保育資源の情報収集と提供のしくみづくり

「地域の子ども・子育て支援」に係る支援のしくみづくり

地域の課題解決に向けた取組の検討にあたっては、各区の「待機児童ゼロ対策推進会議」と「こども本部」とが連携して、具体化に向けて検討していきます。

### **(3) 待機児童ゼロの実現に向けて**

#### **① 待機児童ゼロの実現に向けて**

本市では、これまでも「第2期保育基本計画」に基づき、認可保育所の整備等を積極的に進め、平成23年度から25年度までの3か年で4,420人の大幅な保育受入枠の拡充を図ってきました。

しかしながら、現状のペースで認可保育所の整備を進めていくことには、土地の確保や財政上の問題があります。

また、今後、保育受入枠の確保や保育の質の担保・向上、さらに利用者への支援ときめ細かな対応には、財源の確保や子ども・子育て支援を行う組織体制の充実も図っていく必要があります。

そのため、これまでも取り組んできましたが民間でできる分野は、できるだけ民間を活用するため「公立保育所の民営化」を推進するとともに、国の「待機児童解消加速化プラン」の補助メニューや「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るための「保育緊急確保事業補助金」などを積極的に活用した財源の確保に努めていきます。

また、効率的な保育受入枠の確保にあたっては、認可保育所の新設にあたり、民間活力を積極的に活用するとともに、保育の質の担保・向上を図りながら、既存の認可外保育施設等の利用が促進される仕組みづくりを進めます。

さらに、こうした取組を進めるため、民間事業者等の多様な主体との協働に向けた取組を進めるとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、保育サービスにおける受益と適正な負担のあり方について検討をするなど、地域経営の視点に立って、効率的かつ効果的なサービス提供に努めていきます。

#### **② 待機児童ゼロの実現に向けた推進体制**

この方針に基づく事業の推進にあたっては、平成25年12月に設置した、市長をトップとする「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」を中心として、全庁的な対応を進めるとともに、同じく、各区役所に区長をトップとして設置した「待機児童ゼロ対策推進会議」において、それぞれの区における待機児童解消に向けた取組を進めながら、平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けた取組を推進します。

### 3 子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進

我が国の急速な少子化の進行や核家族化の進展、さらには、それぞれの世代が育ってきた経済環境の違いなどから、子育て世代の意識は変化してきています。

また、景気の動向、経済のグローバル化による市場競争の激化や多様な働き方を求める労働者側のニーズに合わせた雇用形態の多様化などから、子育て世代の暮らし方や働き方なども変化しています。

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、就労や結婚・出産・子育てに関する希望がかなわない現状から、子育てに孤立感・負担感を持つ家庭は増えており、子ども・子育て支援の質・量の不足等に伴う深刻な待機児童問題が生じています。

そのため、本市では、最優先課題として、平成27年4月の「待機児童ゼロ」の実現に向け、関係局と区が連携し、全庁的な対応を図りながら、スピード感を持って、この解決に取り組んでいきます。

また、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」については、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に、適切な対応を図りながら、地域の実情にあわせた“かわさき”らしい「子ども・子育て支援新制度」の構築に向けた取組を進めます。

こうした、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進しながら、本市においては、「最幸」のまちを目指して、すべての子どもが健やかに成長するため、「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現に取り組んでいきます。



KAWASAKI CITY